

高年齢者雇用確保措置制度 の実施状況等について

高年齢者雇用確保措置の実施義務

高年齢者雇用確保措置について

以下のいずれかの措置を講じることを平成18年4月から事業主に義務づけ。

○ 定年年齢の引上げ

定年の定めをしている事業主が当該定年年齢を義務年まで引上げ。

○ 継続雇用制度の導入

再雇用制度又は勤務延長制度の導入により義務年齢までの雇用を確保。

○ 定年の定めの廃止

定年の定めを廃止する。

継続雇用制度について

継続雇用制度を導入する場合のみ、対象者を限定する基準の設定が可能。

○ 希望者全員を雇用する場合

○ 雇用する対象者を基準を定めて限定する場合

継続雇用制度の対象者に係る基準の設定

○ 労使協定による基準の策定

- ① 労働者の過半数が加入する労働組合、
- ② ①がない場合は、労働者の過半数を代表する者との間で、当該基準について書面による協定の締結が必要。

一定期間の経過措置 ← 労使協議が不調に終わった場合の特例

就業規則等による基準の策定

一定期間は労使協議が不調に終わった場合に労使協定に代えて就業規則等に継続雇用制度の対象者の基準を定めることも可。

○ 大企業(301人以上):3年間(平成21年3月31日まで)

○ 中小企業(300人以下):5年間(平成23年3月31日まで)

【参考】

- 継続雇用制度の対象となる労働者に係る基準に関する経過措置が、大企業については平成20年度に、中小企業については22年度に終了することとなっているが、当該経過措置の期間については、社会経済情勢の変化等を勘案し、見直すこととされている。

※「今後の高齢者雇用対策について」(労働政策審議会建議16年1月20日)(抄)

「事業主が労使協定をするため努力をしたにもかかわらず協議が不調に終わった場合には、高齢者雇用に係る継続雇用制度の対象となる労働者に係る基準を作成し就業規則等に定めたときは、当該基準に該当する労働者を対象とする制度を導入することを施行から一定の期間認めることが適当である。その期間については高年齢者の雇用確保の状況、社会経済情勢の変化等を考慮して政令で定めることとし(具体的には当面施行から3年間、中小企業は5年間)、その後の上記の状況の変化、特に中小企業の実情等を踏まえ、当部会の意見を聴いて見直すこととする。」

※高年齢者等の雇用の安定等に関する法律附則第5条

第5条 高年齢者雇用確保措置を講ずるために必要な準備期間として、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律(平成16年法律第103号)附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日から起算して3年を経過する日以後の日で政令で定める日までの間、事業主は、第9条第2項に規定する協定をするため努力したにもかかわらず協議が調わないときは、就業規則その他これに準ずるものにより、継続雇用制度の対象となる高年齢者に係る基準を定め、当該基準に基づく制度を導入することができる。この場合には、当該基準に基づく制度を導入した事業主は、第9条第1項第2号に掲げる措置を講じたものとみなす。

2 中小企業の事業主(その常時雇用する労働者の数が政令で定める数以下である事業主をいう。)に係る前項の規定の適用については、前項中「3年」とあるのは「5年」とする。

3 厚生労働大臣は、第1項の政令で定める日(注;大企業は21年3月31日、中小企業は23年3月31日)までの間に、前項の中小企業(注;300人以下)における高年齢者の雇用に関する状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、当該政令について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

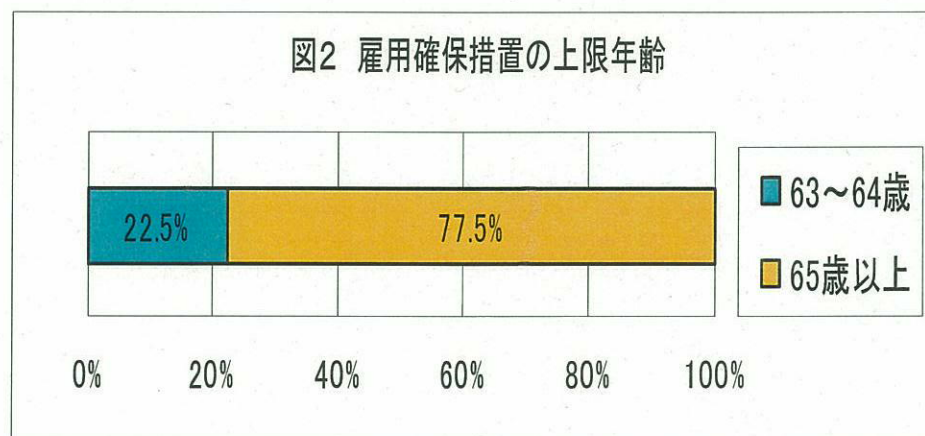
高年齢者雇用安定法に基づく企業の取組状況①

平成19年6月1日現在

- 高年齢者雇用安定法に沿った高年齢者雇用確保措置を実施済みの企業は88,166社中81,762社、92.7%である。

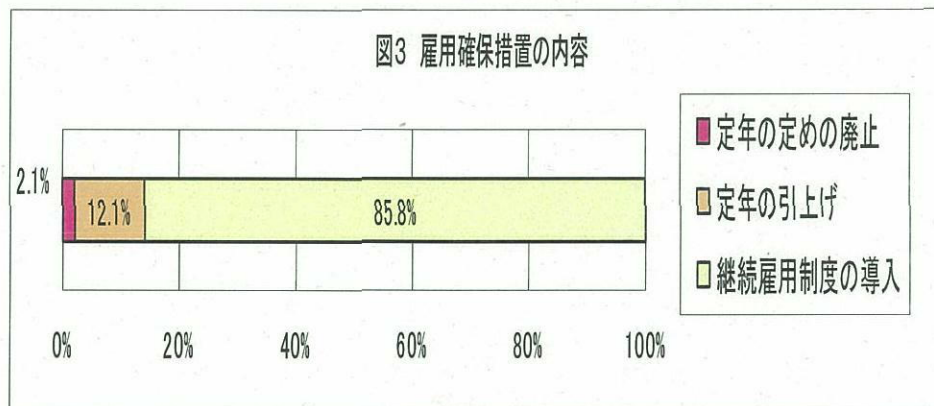


- 上記実施済み企業のうち、上限年齢は63~64歳が22.5%、高年齢者雇用安定法の義務化スケジュールを前倒しし、65歳以上を上限年齢とした企業(定年の定めのない企業を含む。)は、77.5%である。

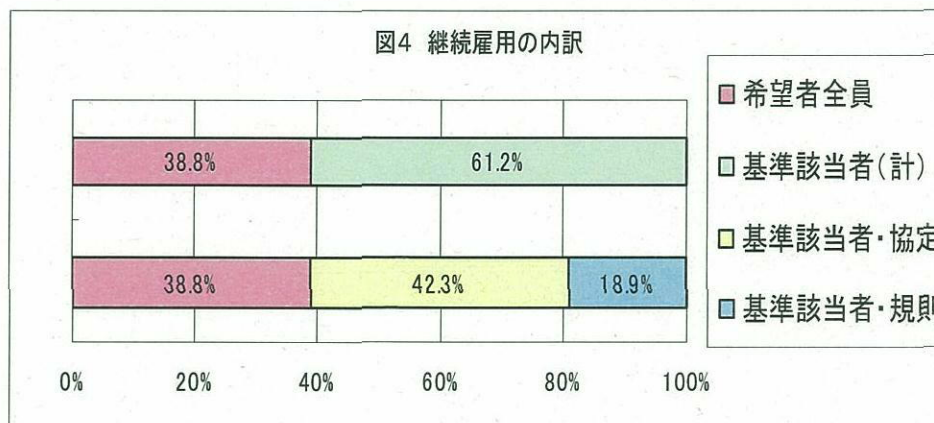


高年齢者雇用安定法に基づく企業の取組状況②

- 導入済み企業のうち、定年の定め
の廃止や定年年齢の引上げ
の措置を講じたところは少なく、
85.8%が継続雇用制度を導入。



- 継続雇用制度を導入した企業
のうち、希望者全員を対象とす
る制度を導入したところは、
38.8%
制度の対象となる高齢者に係る
基準を定めたところは61.2%で
ある。



※ 高年齢者雇用安定法第52条第1項により、事業主は、6月1日現在の定年及び継続雇用制度の状況等を厚生労働大臣に報告することとされており、当該報告を提出した51人以上規模企業88,166社について、高年齢者雇用確保措置の実施状況等を集計。

改正高齢法に基づく企業の取組状況

(単位：%)

		①実施済企業割合	②未実施企業割合
規模別	51～100人	90.2%	9.8%(4,134社)
	101～300人	93.8%	6.2%(2,021社)
	301～500人	97.7%	2.3%(142社)
	501～1000人	98.3%	1.7%(71社)
	1,001人以上	98.8%	1.2%(36社)
	合計	92.7%	7.3%(6,404社)
産業別	農、林、漁業	90.6%	9.4%
	鉱業	96.9%	3.1%
	建設業	94.4%	5.6%
	製造業	93.8%	6.2%
	電気・ガス・熱供給・水道業	94.5%	5.5%
	情報通信業	89.1%	10.9%
	運輸業	93.7%	6.3%
	卸売・小売業	91.4%	8.6%
	金融・保険業	96.5%	3.5%
	不動産業	92.8%	7.2%
	飲食店、宿泊業	90.4%	9.6%
	医療、福祉	94.0%	6.0%
	教育、学習支援業	89.1%	10.9%
	複合サービス事業	95.2%	4.8%
	その他のサービス業	91.3%	8.7%
合計	92.7%	7.3%	

6-1報告に係る就業規則に基準を定めた企業数 (速報値)

	20年度					19年度		
	301人以上					301人以上		
		就業規則等	割合	うち改定予定なし	割合		就業規則等	割合
01北海道	311	23	7.4%	13	4.2%	405	70	17.3%
02青森	76	9	11.8%	5	6.6%	91	19	20.9%
03岩手	95	10	10.5%	4	4.2%	92	12	13.0%
04宮城	157	24	15.3%	17	10.8%	186	27	14.5%
05秋田	64	3	4.7%	1	1.6%	75	5	6.7%
06山形	85	20	23.5%	6	7.1%	87	17	19.5%
07福島	149	17	11.4%	11	7.4%	144	28	19.4%
08茨城	153	14	9.2%	1	0.7%	179	26	14.5%
09栃木	71	7	9.9%	0	0.0%	112	19	17.0%
10群馬	152	9	5.9%	0	0.0%	147	18	12.2%
11埼玉	173	37	21.4%	5	2.9%	332	83	25.0%
12千葉	194	20	10.3%	0	0.0%	293	45	15.4%
13東京	3,998	505	12.6%	297	7.4%	4,560	1,065	23.4%
14神奈川	616	39	6.3%	23	3.7%	657	43	6.5%
15新潟	212	30	14.2%	10	4.7%	209	32	15.3%
16富山	96	1	1.0%	0	0.0%	99	6	6.1%
17石川	110	14	12.7%	11	10.0%	108	23	21.3%
18福井	56	8	14.3%	3	5.4%	62	12	19.4%
19山梨	46	4	8.7%	3	6.5%	51	6	11.8%
20長野	202	7	3.5%	1	0.5%	186	24	12.9%
21岐阜	132	1	0.8%	0	0.0%	156	4	2.6%
22静岡	331	20	6.0%	4	1.2%	339	46	13.6%
23愛知	917	101	11.0%	21	2.3%	882	170	19.3%
24三重	131	19	14.5%	10	7.6%	130	20	15.4%
25滋賀	71	13	18.3%	3	4.2%	74	12	16.2%
26京都	233	15	6.4%	0	0.0%	239	23	9.6%
27大阪	1,200	141	11.8%	10	0.8%	1,289	194	15.1%
28兵庫	390	20	5.1%	0	0.0%	432	23	5.3%
29奈良	49	2	4.1%	2	4.1%	56	6	10.7%
30和歌山	37	4	10.8%	4	10.8%	37	6	16.2%
31鳥取	43	4	9.3%	0	0.0%	38	8	21.1%
32島根	43	7	16.3%	4	9.3%	44	8	18.2%
33岡山	152	7	4.6%	5	3.3%	179	25	14.0%
34広島	295	42	14.2%	27	9.2%	302	58	19.2%
35山口	94	4	4.3%	0	0.0%	100	10	10.0%
36徳島	44	3	6.8%	0	0.0%	39	11	28.2%
37香川	83	7	8.4%	5	6.0%	79	15	19.0%
38愛媛	121	5	4.1%	2	1.7%	119	17	14.3%
39高知	47	2	4.3%	1	2.1%	50	2	4.0%
40福岡	503	27	5.4%	15	3.0%	486	70	14.4%
41佐賀	51	6	11.8%	6	11.8%	53	13	24.5%
42長崎	86	9	10.5%	0	0.0%	82	19	23.2%
43熊本	111	14	12.6%	7	6.3%	117	23	19.7%
44大分	62	7	11.3%	5	8.1%	63	7	11.1%
45宮崎	62	2	3.2%	0	0.0%	71	15	21.1%
46鹿児島	101	11	10.9%	6	5.9%	123	31	25.2%
47沖縄	72	21	29.2%	2	2.8%	83	25	30.1%
合計	12,477	1,315	10.5%	550	4.4%	13,737	2,441	17.8%

※平成20年度分は平成20年7月31日時点での集計 回収率約9割